

岐阜市農委号外
令和4年3月28日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜市農業委員会事務局長

農業委員会が定める別段の面積について（お知らせ）

平素は、岐阜市農業委員会業務にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、農地又は採草放牧地の権利移動の制限に関し農業委員会が定める別段の面積を下記のとおり定め、公示しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員にご通知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 別段の面積
30アール
- 2 施行期日
令和4年4月1日

<問合せ先>

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市農業委員会事務局

電話：058-214-2074

担当：伊佐治、吉村